

帰宅困難者等に関する施策の方向性 ～ 量的な課題を中心として～ (概要) (たたき台)

1. 帰宅者数の低減(1 / 2)

安否確認情報の提供

安否確認手段として、災害用伝言ダイヤルの認知度が低い。その他の安否確認手段の認知度はさらに低いものと考えられる。

災害用伝言ダイヤルの伝言処理能力には限界があり、伝言が登録できない可能性がある。

固定電話や携帯電話、Webそれぞれ物理的な被災等により使用できなくなる可能性がある。

一部のIP電話からは、災害用伝言ダイヤルに接続できない。

「むやみに移動を開始しない」ことの周知

「むやみに移動しない」ことの必要性が十分に認識されていない。

具体的施策については未検討又は検討途上の自治体が多い。

「むやみに移動を開始しない」だけでなく、場合によっては他の適切な対応が求められることを周知しておくことが必要。

いつ帰宅行動を開始すればよいのかということについて、示されていないことが多い。

1. 安否確認の確実な実施

複数の安否確認手段の周知・広報

災害用伝言ダイヤル等の利用方法の習得の奨励

家族構成に応じた安否確認方法のモデルケースの提示

災害時における被災地外からの録音抑制の周知

災害時における安否確認手段の混雑状況に関する情報提供

災害時における広報内容に関するマスコミへの要請

2. むやみに移動を開始しないことの周知

むやみに移動することのデメリットの明確化とその周知

発災後の望ましい行動モデルの作成とその周知

1. 帰宅者数の低減(2 / 2)

企業・学校における備蓄等

企業における食料や飲料水等の備蓄が進んでいない。

学校においても、安全のため、しばらく生徒等を保護しておく必要があり、災害時における保護者との連絡体制の充実と、水や食料等の備蓄が必要。

従業員も最低限の防災グッズの保管や徒歩帰宅経路の確認などをしておくべきであるが、実際に実行している者は少ない。

遠距離通学する生徒・児童の中には携帯電話を持っていない者も多く、通学途中で地震が発生した場合に、家族等と連絡をとることが難しくなるおそれがある。

3. 企業における帰宅困難者及び帰宅者対策の推進

事業継続計画(BCP)における帰宅困難者及び帰宅者対策の明確化

企業における水、食糧等の備蓄の奨励

4. 学校における帰宅困難者及び帰宅者対策の推進

学校と保護者との間の安否確認体制の充実

通学途中で発災した場合の生徒・児童や学校、保護者のとるべき行動の明確化と周知

学校における水、食糧等の備蓄の促進

2. 帰宅の円滑化・帰宅困難者等の収容(1 / 2)

収容施設・休憩施設、 徒歩帰宅支援場所の確保等

(1) 収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の確保

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の確保量が不十分

被害が生じた場合の責任追及や、施設内の器具や商品等の損壊等の懸念から、収容施設等としての提供を忌避する事業者がある。

対外的にアナウンスすることにより多数の人が集まって対応しきれなくなることへの懸念や、被害状況によっては、円滑に施設を開放できない場合もあるという懸念から、受け入れを事前に明らかにしない事業者がある。

(2) 周知・広報と情報提供

指定済みの収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所についての認知度が低い。

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の実際の稼働状況等に関する情報提供の仕組みがない。

帰宅困難者や帰宅者が欲する情報が収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所で提供できない。

(3) 確実な支援

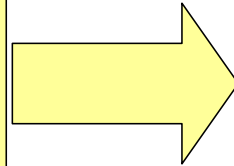
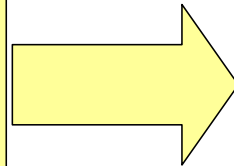
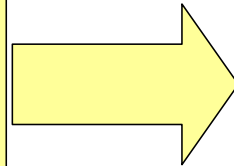
収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における水、食糧、トイレ等の確保が不十分

停電や断水等が発生した場合、対応できなくなる可能性がある。

(4) 施設の運用

具体的な施設運用計画等が定まっていない場合が多い。

施設の管理者が替わった場合に、引き継ぎがなされていないことがある。



5. 収容施設・休憩施設、 徒歩帰宅支援場所における対策の推進

(1) 公的施設の確保

施設の拡充や広域避難場所等の活用による収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の確保

(2) 民間施設の確保

協定を締結した企業に対する公的負担制度活用の検討

協定を締結した企業に対する免責制度の検討

施設の耐震診断や防災備蓄等に対するインセンティブ

協定未締結企業の負担軽減方策の検討

(3) 周知・広報と情報提供

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の統一シンボルマークの作成と現地表示等

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の位置や提供サービス内容の周知・広報

(4) 支援の充実

地方自治体による施設用の水、食糧等の備蓄の推進

(5) 施設の運用

施設運用計画の作成の促進

防災訓練時における施設の利用

避難所を訪れる帰宅困難者や帰宅者への対応方策の検討

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所に対する応急危険度判定の優先実施

2. 帰宅の円滑化・帰宅困難者等の収容(2 / 2)

徒歩帰宅者の 円滑な誘導

混雑が増すと歩行速度が極端に遅くなる。

群集密度が非常に高くなると、集団転倒等により、死傷者が発生する可能性がある。

橋梁等のボトルネックとなる箇所で混乱する可能性がある。

徒歩帰宅中に落下物や延焼火災により被災する危険性がある。

ビルの倒壊等により一部の道路の通行が困難になる可能性がある。

徒歩帰宅者が車道にはみ出ること、緊急通行車両の通行の支障となる可能性がある。

誤った情報の流布により混乱が生じるおそれがある。

6. 徒歩帰宅者の円滑な誘導

徒歩帰宅者のための交通整理のあり方の検討

徒歩帰宅者に対する適時・適切な情報の提供

ボランティアの活用の検討

3. 駅での混乱防止

来場者の誘導

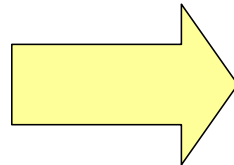
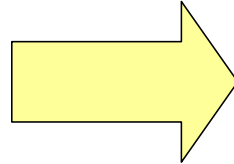
ターミナル駅等に多数の帰宅困難者や帰宅者が集中すると混乱するおそれがある。

駅のコンコース等の空間があっても、余震等により安全が確保できない懸念があり、駅外に誘導する対応がとられる場合が多い。

帰宅困難者や帰宅者は、鉄道等の交通機関の運行状況や道路の交通規制の状況、収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所などに関する様々な情報を求めて駅等に集まってくるのが予想されるが、こうした情報を総合的に提供する仕組みがない。

ターミナル駅への集中の回避

運行状況や復旧見込み等に関する情報の提供を的確に行わないと、帰宅困難者や帰宅者がさらに駅に集中するおそれがある。



7. 駅における混乱の防止

主要ターミナル駅における関係者の協議会の設置と具体的な対応計画の策定

主要ターミナル駅における情報収集・提供サービスの実施

収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の位置や提供サービスの内容等に関する情報提供

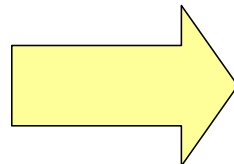
協定を締結した事業者に対する免責制度の検討

4. 代替交通機関による帰宅支援

どこからどこへ、どれだけの代替交通輸送が必要となるのかということについての事前予測が非常に難しいこともあって、具体的な代替交通輸送の運用計画は策定されていない。

有力な代替交通手段であるバス等は、現状では緊急通行車両扱いではないため、災害時において、通行証発行の手続きが迅速・円滑に進まない可能性がある。

バス等の輸送能力では、一部の輸送の代替しかできない。



8. 代替交通機関の確保

概略的な運用計画の検討

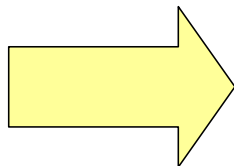
鉄道の代替輸送を担うバスの緊急通行車両としての指定

バス事業者との応援協定の締結の促進

船舶の利用

5. 救援活動の担い手としての 帰宅困難者に協力要請

ボランティアとして、帰宅困難者のマンパワーを活用する余地が大きいものと考えられるが、その具体的な方策はほとんど定まっていない。



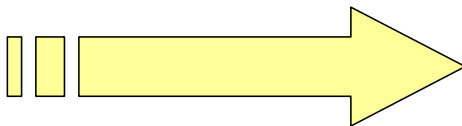
9. 帰宅困難者のボランティアとしての活動

帰宅困難者のボランティア登録制度の検討

帰宅困難者のボランティアとしての役割についての事前検討

全般的な課題

全般的な課題



10. 帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる 施策

帰宅困難者及び帰宅者の心得の作成と周知

帰宅困難者及び帰宅者に対するワンストップ情報提供システムの構築

発災時の行動モデルの作成と周知

情報提供に関する新技術の活用